

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

B⁻

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金拠出金												
2 拠出先国際機関名	国連クメール・ルージュ特別法廷支援部												
3 拠出形態	☒ ノンイヤマーク ☐ イヤマーク												
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	106,000 千円												
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート クメール・ルージュ(KR)特別法廷は, 1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くため, 国連の協力によりカンボジア国内裁判所で実施される国際水準の法廷。カンボジア司法官及び国際司法官(判事, 検事, 捜査判事)が協力し, KR政権上級指導者及び当時の犯罪に最も重大な責任を持つ者をカンボジア刑法のほか, ジェノサイド条約上の犯罪や人道に対する罪, 戦争犯罪などに関して裁くもの。1997年にカンボジアのラナリット及びフン・セン両首相が国連事務総長にKR裁判への支援を要請し, その後, カンボジア政府と国連間で交渉が続けられた末, 2003年に本特別法廷の設置が合意され(同年国連総会決議A/RES/57/228Bを踏まえ, カンボジア政府と国連間でMOU(覚書)を締結), 2006年に設立された。プノンペン(カンボジア)に所在。本裁判を通じてカンボジアにおける正義を達成することで, カンボジアの負の歴史を清算し, 国民和解を促すとともに, 将来の同国における法の支配の強化に資すること等を目的とする。 (2) 主要な活動分野 <table border="0"> <tr> <td>☒ 安全保障</td> <td>☐ 軍縮不拡散・科学</td> <td>☐ 国際経済・資源エネルギー</td> </tr> <tr> <td>☒ 司法</td> <td>☐ 教育・文化</td> <td>☒ 開発・人道</td> </tr> <tr> <td>☐ 保健</td> <td>☐ 環境・気候変動</td> <td>☐ 地域協力</td> </tr> <tr> <td>☐ その他()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	☒ 安全保障	☐ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー	☒ 司法	☐ 教育・文化	☒ 開発・人道	☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力	☐ その他()		
☒ 安全保障	☐ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー											
☒ 司法	☐ 教育・文化	☒ 開発・人道											
☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力											
☐ その他()													
6 拠出の用途及び目的	本拠出金は, アジアの20世紀の最大の人道に対する罪とされるKRの犯罪を裁くための裁判の運営予算の一部として国際職員等の人件費等に貢献するもの。												
7 担当課室	アジア大洋州局南部アジア部 南東アジア第一課												

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等
・KR特別法廷は, 2014年3月以降, 裁判完了に向けた道筋を示すため, 特別法廷完了計画を策定している。同計画は, 既存の司法事案の取り進めに係るタイムラインを予測したもので, 四半期毎に見直されている。 ・完了計画16版(2018年3月)では, ①第二事案第二分離事案の第一審判決, ②第三事案の捜査終結命令, ③第四事案第一分離事案の裁判前法廷決定, ④第四事案第二分離事案の捜査終結命令の達成が主な成果目標であった(いずれも2019年5月末までに達成(1-3参照))。

・現在の成果目標は、第二事案の結審と第三及び第四事案の起訴適否の判断に向けた司法プロセスを進めること。最新の完了計画第20版(2019年3月)によれば、第二事案第二分離事案について2020年までに結審すること、第三及び第四事案について2020年第1四半期までに捜査プロセスを終結させ起訴適否の判断を終えることを目標としている。 ・持続可能な開発目標(SDG)16(平和と公正をすべての人に)の観点では、本裁判は、100万とも200万とも言われる国民の生命を奪ったKR政権幹部を裁くことを通じ、国民に正義をもたらす、国民和解を促進し、法の支配を含む平和で公正な社会の構築及びガバナンスの向上に資するものとなっている。 ・国際刑事司法の観点では、20世紀にアジアで発生した最大の人道に対する罪の一つと言われるKR政権下の犯罪を裁く重要な意義を持つほか、国連の協力による国内裁判という独自の枠組みでの裁判実施は、今後、他のポスト・コンフリクト国(紛争終結後の国)において正義達成を図る上でのモデルケースとなることが期待されている。 ・なお、上述の完了計画は、国連行財政問題諮問委員会(ACABQ)の勧告を踏まえ、裁判の迅速化・効率化のための完了戦略の策定を求める日本の主張が国連総会決議に盛り込まれたことをきっかけに策定されるようになったもの。
1-2 1-1に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)
・本件法廷においては、国連とカンボジア側の合意に基づき、共同捜査判事による司法捜査、裁判前法廷による起訴決定、(起訴が決定された場合は)初級審と最高審からなる二審制からなる裁判プロセスが採用されている。初級審と最高審では、それぞれ国内側/国際側判事による特別多数決で判決が下される。 ・本件裁判は、KR裁判文書センター(LDC、日本の支援により2017年に市内に開所)と連携し、本件裁判関連文書の同センターへの移管・保存作業を実施中。同センターは、本件裁判関連の教育・研究拠点となっているほか、セミナーやイベントを開催し本裁判を通じて得られた経験を次世代に継承する場として活用されているもの。 ・本件裁判の事案は、他の国際刑事裁判と重複しない。
1-3 1-2の進捗・実績及びそれによって得られた成果
・評価対象期間における裁判の進捗状況・実績は以下のとおり。 ○第二事案第二分離事案(ヌオン・チア元国会議長及びキュー・サンパン元国家元首が被告)については、2018年11月に初級審判決が言い渡された後、2019年3月に同判決の全文が発表された。対象となる被告2名については、引き続き訴訟の継続可能な健康状況にあると確認されており、上訴手続が進行中。 ○第三事案(ミナス・ムット元中央委員(軍幹部)が被疑者)については、2018年11月に共同予審判事による捜査終結命令が出された。現在、裁判前法廷における審査が継続中。 ○第四事案第一分離事案(イム・チャエム元北西ゾーン第5セクター副書記(地方幹部)が被疑者)については、2018年6月に裁判前法廷が棄却決定を発表し、裁判が終了した。 ○第四事案第二分離事案(アオ・アン元中央ゾーン副書記(地方幹部)が被疑者)については、2018年8月に捜査終結命令が発出された。現在、裁判前法廷における審査が継続中。 ○第四事案(ジム・ティット元北西ゾーン副書記)については、2018年3月に共同予審判事から共同検事に対し最終送致要請が行われた。2019年第2四半期には捜査終結命令が出される見込み。 ・同法廷は、国内外における広報・アウトリーチ活動を通じ、クメール・ルージュを経験していない若者を含むカンボジア国民、及び国外各国・関係機関に対し、カンボジアの内戦と和平に至るまでのプロセス、及び本法廷のレガシーを発信。これにより、同法廷が、カンボジア及び地域における平和で公正な社会の構築に資するものとなっている。 ○2009年から2019年3月までに計60.5万人を対象に、法廷の傍聴やスタディ・ツアー、学校訪問等のアウトリーチ活動が行われた(2018年単年では3万4千人)。 ○週一回のラジオ番組を通じた広報やTV番組を通じた不定期の広報も行われている。 ○ニューヨークでのパネルディスカッション(2019年5月)やプノンペンでの国連OHCHRカンボジア事務所主催レガシー会合(2018年12月)等の機会を通じ、本法廷と各国、関係機関、研究団体、アウトリーチ団体の間で意見交換を行う機会を設けている。 ○本件裁判文書の移管が随時進んでいるKR裁判文書センター(LDC)の年別の訪問者は、915人(2017年)から1,695人(2018年)となり、前年比約85%増となった。 ・なお、これまでの裁判プロセスを通じ、カンボジアの司法界に国際的ノウハウが普及し、カンボジアの司法界全体における法の支配の強化に資するとともに、カンボジア人司法官及び裁判運営職員的能力構築も図られた。
1-4 (イヤマーク抛出のみ)イヤマーク抛出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等
① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの) ・第198 施政方針演説(平成31年1月28日) (地球儀俯瞰(ふかん)外交の総仕上げ) 我が国の平和と繁栄を確固たるものとしていく。そのためには、安全保障の基盤を強化すると同時に、平和外交を一層力強く展開することが必要です。(中略)そして、インド洋から太平洋へと至る広大な海と空を、これからも、国の大小にかかわらず、全ての国に恩恵をもたらす平和と繁栄の基盤とする。このビジョンを共有する全ての国々と力を合わせ、日本は、「自由で開かれたインド太平洋」を築き上げてまいります。 ・第198 回国会の外交演説(平成31年1月28日) 第一に、(中略)加えて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重など共通の価値観を持つ国々との連携を強めていきます。インド、豪州、EUや欧州主要国等の戦略的利益を共有する各国との枠組みや、ASEANを含めたアジア太平洋の地域協力等、同盟国・友好国のネットワーク化を推進します。(中略) 第六に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、努力を続けます。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序とシーレーンの安全は、国際社会の安定と繁栄の礎です。そのために、航行の自由や法の支配の普及・定着、国際スタンダードにのっとった質の高いインフラ整備による連結性の向上、海洋安全保障分野の能力構築支援の三つをASEAN諸国、米国、豪州、インド、NZ等の関係国と緊密に連携しながら、具体的に進めます。
② 日本外交の関連重点分野
近隣諸国等との関係強化(ASEAN)
自由で開かれたインド太平洋(法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着)
地球規模課題への対応(持続可能な開発目標(SDGs))
2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献
・日本によるカンボジア和平への積極的協力は、日本が初めて平和構築に本格的に取り組んだケースであり、積極的平和主義の原点。本裁判支援は、カンボジア和平の総仕上げ、正義の達成及び法の支配に資するという意味で、積極的平和主義に合致する。 ・また、本件は、カンボジアにおける正義の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支配」の強化に資するもの。「自由で開かれたインド太平洋戦略」の観点からも、インド太平洋地域において法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を構築するために、ASEANの一員であるカンボジアの法の支配を強化することは、日本の外交戦略に合致する。 ・日本は、ニューヨーク・国連本部での関連会合(2018年7月、9月、10月、12月、2019年1月、3月、5月に開催)及びプノンペンでの関連会合(2018年6月、11月に開催)等において、迅速な進展に向けて働きかけを行ったほか、2018年11月に、平成30年度拠出を行うにあたり、裁判プロセスの効率化及び迅速化を申し入れた。なお、これとあわせて、2018年6月、主要ドナー・グループ(PDG)がプノンペンを訪問し、法廷の現状を視察するとともに、判の遅延なき実施を申し入れた。その後、2019年3月、PDGとして、本件裁判プロセスの迅速化に向けたさらなる取組を促す書簡を发出した。 ・この結果、2019年5月末までに、①第二事案第二分離事案の第一審判決(2018年11月に第一審判決)、②第三事案の捜査終結命令(2018年11月に捜査終結命令)、③第四事案第一分離事案の裁判前法廷決定(2018年6月に裁判前法廷の棄却決定により裁判終了)、④第四事案第二分離事案の捜査終結命令(2018年8月に捜査終結命令)の成果目標を達成。
2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保
・日本は、主要ドナー・グループの一員として、ニューヨーク及びプノンペンにおいて特別法廷を支援するドナー会合の中核的メンバーであり、これらのドナー会合、更には二国間の働きかけを通じ、裁判の運営について日本の意見の反映を図っている。 ○2006年の本法廷設置以来、プノンペンで、特別法廷の支援国会合(フレンズ会合)の共同議長をフランスと共に務め、定期的に会合を開き、裁判の進捗について現地ベースで把握するとともに、ドナー間の意見調整や特別法廷との橋渡しを行っている。日本は2018年度、2019年度も共同議長を務めている。 ○ニューヨークでは、裁判の進捗を監視し、非司法的事項について指針を与えることを目的としたドナーのためのレビュー・メカニズムとして運営委員会が2008年以降設置されており、特別法廷関心国(GIS: Group of

Interested States)のうち、特別法廷に主要な資金的貢献を行い、特別法廷に対する国連の技術支援を支える明確な政治的意思を示した国がメンバーに加わっている。日本は2018年、2019年ともに同運営委員会のメンバー。
2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等
・2018年4月、河野外務大臣からブラック・ソコン外相に裁判の迅速な完結に向けた働きかけを行ったところ、先方からは、謝意の表明とともに迅速な完結のため努力する旨発言があった。 ・2017年8月、安倍内閣総理大臣からフン・セン首相に対し、KR裁判の早期終結に向けた協力継続を伝えたところ、先方から日本の貢献に謝意が表明された。
2-5 日本企業、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり
以下の大学から関係者・学生が特別法廷を訪問し、意見交換を実施。 ・2018年7月、慶應義塾大学 ・2019年2月、横浜市立大学 ・2019年5月、立命館大学

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度		1 月から 12 月	
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018 年 12 月受領(2018 年度分)	通貨	米ドル
予算額	16,402,000	決算額	15,498,000
予算額・決算額の差	904,000	予算額に占めるその差の割合	6%
65% 以上の場合、その理由	—		
3-3 本拠地の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月		通貨	
報告がない場合、その理由			
予算額		決算額	
予算額・決算額の差		予算額に占めるその差の割合	
65% 以上の場合、その理由			
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	2017 年度	報告年月	2018 年7月公表
実施主体	国連会計監査委員会(Board of Auditors)(注: KR 裁判への国連からの補助金に関する言及があるもの。本法廷に特化した監査は行われていない。)		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)			有
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5 に指摘内容を記入)			無
(2)内部監査			
対象年度	—	報告年月	—
実施主体	—		

対象事項	—
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり、更なる改善への取組・成果	
【人事関連】 ・正規ポスト数については、2012年には国際側及び国内側それぞれ175名及び292名であったが、2018年には131名及び155名まで削減(経費削減による採用抑制により2018年末の職員実数はそれぞれ90名及び143名)。2019年には更に115名及び145名まで削減されている(同年3月現在の実数は77名及び130名)。 【予算関連】 ・カンボジアを除いた運営委員会(2-3参照)メンバー国は、主要ドナー・グループ(PDG: Principal Donors Group)としてほぼ月例で情報・意見交換を行っている。同PDG会合は、日本を含むメンバーが四半期毎に持ち回りで議長を務めている。同会合では、裁判の進捗状況が財政面も含めて報告(2010年から日本の要請を受けて作成されるようになった四半期進捗報告書も同会合にて配付・説明されている)されるとともに、次年度予算についても討議・調整されている。 ・特別法廷は、予算の縮減・効率化及び組織の合理化に努めている。予算については、2012年には国際側及び国内(カンボジア)側それぞれ35.4百万ドル及び10.3百万ドルであったが、2017年には23.8百万ドル及び6.4百万ドル、2018年には17.7百万ドル及び5.7百万ドルまで削減させた。更に、予算執行時、経費節減努力により2018年の実際の支出額は、それぞれ15.5百万ドル、5.3百万ドルまで削減させた。 ・なお、同法廷の国際側予算は各ドナーからの任意拠出金のみでは不足し、国連通常予算からの補助金により補われている。2018年には8,000千ドルを上限に補助金の支出が承認されたが、法廷側の予算縮減・効率化努力の結果、実際の支出額は7,095千ドルに抑えられ、残余金は国連に返納された。 ・財政状況は、年次報告書の他に、法廷の運営状況について取りまとめた四半期報告書の中で定期的に報告されており、採用抑制などの経費節減に努めている旨、説明されている。 【その他】 ・外部監査については特段の指摘なし ・内部監査は、法廷運営のリスク評価に基づいて実施されており、内部監査が実施された2013年以降はリスクがあると評価されていないことから、監査は実施されていない。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数（原則、各年12月末時点、専門職以上。）									
全職員数		日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
2018		2018	内、幹部		2017	2016	2015	平均値	
90		0	0	0	0	0	1	0.3	-0.3
☐	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り		0名	備考	—				
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無									
—									
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績									
—									
4-4 その他特記事項									
・特別法廷は、予算合理化と効率性追求の下、職員の採用抑制を行っており、2018 年末時点では予算上 131 名のポストが認められていたが、職員数は 90 名（うちカンボジア以外の国籍の者は 46 名）にとどめられた。2019 年では予算上 115 名のポストが認められているが、3月末時点では職員数は 77 名（うちカンボジア以外の国籍の者は 36 名）にとどめられている。今後、さらに縮小される見込み。 ・日本人職員が採用に至っていない主な理由は、以下のとおり。 ① 空席ポストの多くが、法務の経歴を持つ人材を対象としたものであるが、国際刑事分野での実務経験及び高い語学力を含む相当の専門性を持っていることが採用プロセスにおいて重視されており、これに合致する日本人候補者は少ない。 ② 司法プロセスに限りがあること、及び予算が削減される中で、空席の出るポストの多くが1～6ヶ月の短期雇用のコンサルタント職であり、専門職以上での募集が限定的。 ③ P3～5ポストも雇用期間は1年未満で、国連の正規職員としてキャリアプランが立てづらい。									